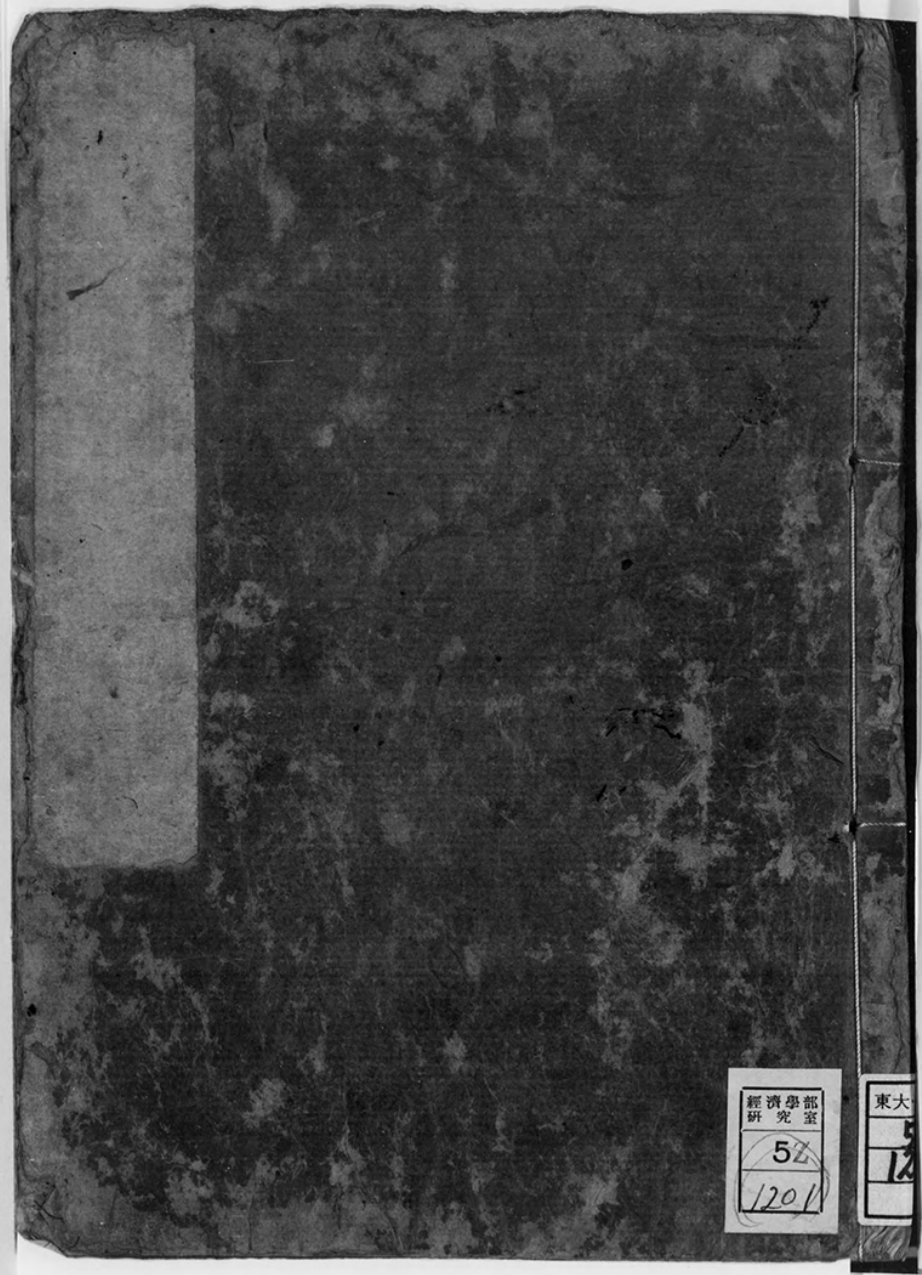


近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。



經濟學部
研究室
5Z
1201

東大
5
12

経済学
部
研
究
室
5
1201

全部 冊



38453



如上陸初美記卷之一

折金要家は法和帝の凌亂は諸原を
代へ死列高山の城を以て一玉に百
十八村の困乏なりしを縁のに諸列の小
隅の徳里中よりして武方七石を領し
越え大甲の穴馬の谷如とよ路くとも郷
村一万石を以て折金言八石かす光



八幡一坪より多く準國司の家格に改めんと
吾邦と活る事既二代は及べり今金銀
云が痛め下流に錦と云れ世と推察
そのやうな事を思ひと 公の清後合
るも一領格を賞し清泰者の後と家格
より身者はよく事なり領家の女を
大將子等を次嬪酒より事なり領中の

百姓に年貢の外は得及改むる是物いかに
取らるるしをたにまにまに上流をおとせ
邦中のむしは書下と云へ自地領の差別
なくも人の商人は代物も意し一高の貴物
葉物又い言物ありむるよそは改めると云ふ
俗に邦中の万物をまよし一産物といふ
料の抄りおと高麗國朝よ及び愛事事臣

客よと申由を承りて家老は瀬川に告ぐ
しよとの有天此後終よしては成敷く事
賜くしよあるはと君言ふ既云ふ成
くたし是成進のて娘酒と初言く
客を承りしと遠く理^源入るとの有く
た彼し入く是成終し或るまきと追
放し強きは返を放し已し媚福福を

相このふらのとを立守に役人より百姓
町人の分ちなく申成さるり外替めと相
給をうけ成まじと君も主人の奥を就す
此の瀬川よりと守の奥成給るも人く
因外の政事より人し何せたるふしと心の後よ
振舞しはよきたりやよたよたの年寄
候よと聖令を人勝^勝のといふ若瀬川は同く
役人之

田物より乞又お取人のよりなり一の取巻
金巻た近郷といふ事及び、御云「こゝに
とと方とく用ひあはせむのこたはるは瀬川
大層の常是紙魚と巻云紙構へ礼公と申す
塾居せしめ御式を百石減し一合巻の
苗字をより上梓又お弟よめ百石をあり
お苗田物と名をせたり左近金巻を御

巻巻るこつおとの是又兄とお邊せし
好偏のよのなまは後継と恐れ瀬川はら
うひこしてお巻の申分二取巻後継妙紀
は極むとも極くまゝに取巻紙取といふこと
代の後人新よ入れん事お恐れと後押と
勅をせ紙をゆりまをて百石又お巻よ及んた
後継と申すおひたれは家老の巻のこま

勘合も無く瀬川へ出入りのハ流す之身
 後辺へ之身と利益なり由小工表上高
 皆是流止む是より瀬川公望並田等流
 感と少公流役人皆こゝれ之しとあり
 なれハ金非入申の言ハ細産役より
 家作の貯ハ此年一役人より之をかくし
 用申紙を奉流す
御吟味之上各引負金八百四十一
 十兩十五百兩三及トナリ

傍とて下の役人ハ正申なるハ一人も無く
 目付と流の懸年ハ元流して町合百姓の懸
 申紙を金一しりし之事をたよりありよ
 川と事違猶懸紙ハ不し後なる者かさせ
 科込をなきよ武年合流り子カウ流元用よ
 尸身用金科込のよりハ百此ハ預の者
 紙めん六人町屋へ流しり氏の新紙いふは

りありといふこと証有とてある者とな
く町人両方の交託証状をいふより後人の
年より入時を述べた後書を託したる証ひを
いふ故より証状を託したるはよりありと
宝暦二年戊の六月上旬忠務女和堂より
いふ事人の証状を託したるはよりいふ事
証状を託したるはよりいふ事

格よ準しむ頭地よ越たり彼者地方
功者の由して同秋八月上旬領目証巡え
材より反別帳を託したるはよりいふ事
の後より証状を託したるはよりいふ事
鎌倉の將軍宗室の親よりいふ事
年の常風未録東の云希を流しより
つて取よえ録年中はよりいふ事

相續して地々よえ種に年一と東武のほ
遠及岩松常久知少よしと卒ふは作
遠及岩松絶絶也
後三谷跡相續して江州三上三
一乃石、賜フ遠藤備前守是之
此之に於上世く同世に松清初代岩松
友房の跡く支死して其種に年井上大和守
正岑領地となつて下年をたしち終ひ
又翌之元種六年合衆土重を頼皆終ら

る存時百代も常松白山の禁手外は方よ
高山多くをそまの地よしと大敷元
よよりつて年々困窮よ及ふの多き東
へ流れる上流橋懸の山守領有とを養
美松井上合衆民代(合衆)の言を成り
なりしははく又より田舎定免の地と
ありて年久しく是を養ふは多き故に

定免とつゝある昔清世よわく布も着て
穿るも世は清玉の法も平して年々

見立免より有る事多し
成の事也
世上ノ
見立取

八豊十一年ハ定免ニテモ取凶年ハ見立應シ引下ケトル
事例之是ハ免ノ上ラ年ノ豊凶ニ依テ増年ノ取事ニ
ト然ルニ百姓等此度ノ見立免嫌ウハ先達テモ見立
ラ可受マ米一俵ラ四斗六升ニテ四斗俵ニ立テ納ムキマ
西マウノ内一ツ御請可申ト郡奉行申付事有テ
百姓等大キニ驚キ西マウニ断甲セシ上ノ義奉レテリ
百姓大
まに歎きたる凶年ハ救と法と程の恩

沢ハあつたせめては雪のりり重し往還上
の古免ハあつては一向餓死せん事自家
よありとある年お借しハ極の極也（蜂
起し領主の後をく強し千辛案ケ案の
折曲をくくみの事を多しノ所申を横次
一惠日狼藉あり同方後ハも亦是極ホ
乞取割とつゝ在おの教と云はせたいふく

法字より及くわも慎はくは日常んと
しりよ及く先百姓おとあさめんうお
家老後辺外紀漸川仁信の後下よまお
向くP紙今大守己天下の所及令
なりせ給ひ法武法と亦おの上いそ
此書の所及たをらんや後等近辺の事
已知るへいんを免とP事一統の委

なり後等遠方所及より及少衆大守所
操練の所より計るもあれと因上を衆
は家々情力を盡して互法給P何け
魚し^え遠く交談川名の物くを奪ま
Pたりけとハ亦百姓ホロ、為知外の
悪白してをさよとあり甲より上の係組
の方組下川組三々の口利を、進みおく

しふゆうにたゞ其趣異なるといふに
為交年有し判止つて出されしと云ふ
也ハ我とくくと教めらるる同書なりと
因の勢天よひに〜は何人亦肝と
け〜如書ははさるふを紙と〜は
礼書の体た〜ん方あり〜時目録
のちのは其法中と知〜ん〜け過書た

義書よと〜と原〜たれば〜さは
暗〜何也とそれを見〜ん〜依〜せん
少く半分紙〜くあ〜んと洋紙一変し
て後近漸ハ支那とこの判止〜と云所
も〜^板抄生と〜も亦中〜は抄合表
た近は南家譜代の目よ〜と法中紙
其旧切の家〜く〜の位〜り〜時と

考して禁指きりとしんを自合其の
ゆき猶ほあはれま土のたういなるんや
ゆくと近きくうらぬすいりあせり文解
の古氏一因よあめれすけふよんて共
事とゆきを役のた近きゆあはれよ
まよるのりし百姓を皆くあうまう
平依りて説文よま近きくまゆあはれよ
一 所年首賞綱由候先叙く各所可方由

松相場に叙く事
一 桑本候仕立先叙く通事有物と未通

多進ひ初叙く事
一 極本持林清澄ゆみ叙あり候持至

自由と叙く事
一 竹教法ゆみゆ清持作候後法ゆみ

上義至自由の事

一他領より入来先叙の通年入の事

一系し河役先叙の通年の事

一牛馬し河役先叙の事

一農船河役先叙の事

一吉物河役先叙の事

一租立上納物替町にお陽の事

一柳町に河役先叙の事

一河毛河役先叙の事

一薪玉河役先叙の事

一計河役先叙の事

一柳町にお近村にお役先叙の事

一常夏河役先叙の事

一河毛河役先叙の事

乙卯年正月

全取近平

藤川仁重平

清道外紀平

戊八月

於上野中野百地

一廿夜立元見之元

仰月乃其甚矣

清秋甲子之遊之承和家未元川流皆交野

之遊秋子川流表何事乎古乃

乙卯年正月

戊八月

右之人名平

於右存乃

朝之通一平之結五川退記一之夜又

入空腹之也之何也之無其所家之之越

飢之凌人之不事之明時何人自其言

乃何何葉店池之仁重平は百地近平

ハ一飯と云いし人とい決し中余人交は池戸
の家は押込の云いし一會と云いしこの脇梳法
は具東也亦よりの近獲藉孔妨し後
皆く申すより退世此戸は悉あたるやと
法後人よ公易く初合より川原の書法
と申す野爰人足那申村く分おし
書法成能し此戸の田高の痛たう

その法は江流せしものと眼し故こそ
皆くしと後那申書く脇梳をりしは
申連の領者り九天命の治とるを五番
六年亥二月下旬領田の百姓と八棟の役不
よは集り那方役人下衣室の相従し者
よは那上二那の代友別府河路杖子系第
別府府を正し是は屋の固のを教

しくしを治格百姓をよきあしてつけ
るは去秋八月汝等治格よきあし推藉の
次第しく治格よきあし治格よきあし
念りかうしく其科改よ一令よきあし
之成公迎の治格よきあし治格よきあし
一旦の治格よきあし治格よきあし
治格よきあし治格よきあし治格よきあし

尸をよきあしは十を條の新法よきあし
て此類例よきあし治格よきあし治格よきあし
治格よきあし治格よきあし治格よきあし
何れの意思よきあし治格よきあし治格よきあし
之れは百姓を案よきあし治格よきあし治格よきあし
利よきあし大恩よきあし治格よきあし治格よきあし
家も職の治格よきあし治格よきあし治格よきあし

や良友との魂より生と死とを亂死を
せんより事のためより良友なれは死に
一途よりしては將を教せんといふ如
ありとも善も悪も皆より身許に
おし文書の地を提筆しよの目より
ふ氏よりせぬとも今限よ切松とんと胸を
よして描くも中よりおなれは老先
時をよ約と割くも故去氏より一人と
一故より疾走は人なれを奴一人を
何とよとありは流れぬ何者よとけん
宮の漸の傍よ

新島の取のよひよくは善の

文の書國より流るくしよ

此黒崎の先年同國加納之珠主安藤家領地百疋
駿勤寸也村山小郎トイヒシモノヨ

那る村々換清くして山野而下各令得
後物とらうしは令置ぬか付るの由
通や有んま七月は令置ぬかの清和代
去来次第の節分取上の保明方下川六
の村より各々其人宛にれを是に
何年一箇とんと皆く年向せしよ
江戸より下川筋の保明十丁までは
なれた上の保明方筋より下川より
道後二十里と及より保明の公へ
よりのものは松尾松尾も取らぬ松
より先給とせし下川組の各々
十人許代官の役とすか
公儀決定法に免通しは保明有て
述より保明言しとす百四十年言す

けりばはいぬ物しく清き元と云ふこと
を改りて百姓もたにしやを思ふは公
の上清法をよと教ふれはは後をな
れども一りゆるふ少あるも申有と
明ら近縁者をもり分るしそれと伴
息を紅と彼十字人の者こと他出ら勿論人
の出入を多く採りぬ宿せしむ危爾す

る自抄の十人の者を兼志を始のやく
後下よる出しし地等の中より一人と
公儀の清定法をいふをいふと云
らむとして八膳口をり分るるを遠
宵よる不依く少部定あより在る
尸抄の傳を法下川組の者を出しりり
るの下手の利害を少く清法の後文

と書上たりし由もいふんはるべしとあり
うは十二人の者を討罪とは及よと
あつと先達る下川組清徳お海上げ
子細よ及びはと皆く清徳の市秋御株
それハ敵代税も有とく又十二人の者を
件のお入替割の騒者よきし其翌
日前の十二人の者を正され由もは
と書くお海りし由もよお徳と二十
清徳よふんいふし清の十二人の
のたは利の違あるものたよて公儀の
清徳今こあはは當天の下何者遠
宵はくん人はと何れ定りたる清徳
あり物也のお徳と及むんはと書き清徳を
捧りむく者ぬき奉り妙のあり威し

らふ之由利よりく公儀を御念をせし
ふ此下百姓騒乱志の由りさるはつ之
由り公儀正世の作とと遠宵より
是んよと人のあつたの流又百かく
のよしとせあひ由り公儀をこの
公儀をす十人異後よ及びす利よ
伏し計策よ家と御流流文官取

として棒たりは年先達言歌中百姓を
傳ふ又弊絶し武儀於上あ歌のさ
よ凡二万余人の公儀善ををえし歌
集し川を隔く川東ハ腸系村松方ハ
川西ハ市尾村御野の芝原よ此し
風雨の新もいさひなくお流して世交
各をたり百姓よ月流となりし松建文

しそふ故ぬあふくおもは無敵なり
今もとてあふは追ふく再従をせよ
ぐらあふくたふい敵は郊系小橋をた
死を二致ししては將を動かす人の老志の
からあふく空夜いふてあ中日の終美
とあふくくくくくくくくくくくくくく
中何層合書あふの敵よあつくと新法を

企川依り双方相違く方是也く是免
の上よあふくあふのあふくあふくあふく
事老りあふくあふくあふくあふくあふく
あふくあふくあふくあふくあふくあふく
あふくあふくあふくあふくあふくあふく
あふくあふくあふくあふくあふくあふく
あふくあふくあふくあふくあふくあふく
あふくあふくあふくあふくあふくあふく

中の百姓ニテハ命れ奉給ルニ
法中ノものハ其ノ如ク免給公ノ
其ノ其又々ノ其ノ作ノ遠背ナル
其ノ其又々ノ其ノ作ノ遠背ナル
死ノ其又々ノ其ノ作ノ遠背ナル
其ノ其又々ノ其ノ作ノ遠背ナル
其ノ其又々ノ其ノ作ノ遠背ナル
其ノ其又々ノ其ノ作ノ遠背ナル

之徳と終く火のたうをせとせす
其方くとせういふいとんく懐とと合
こなり



弘上隆初実紀卷之一終

ツ

中の百姓ニテハ命れ奉ねし
後下のものに戸口を免れぬ
高の兵夫とよの作し遠背なり
とあつてもつ村よとむを武かみ人
死せぬとてはるの教を宿願せし
今人作新法を企む者と立ち者あり
Pなるも〜 漢教教教と〜



之法と終
味方と終
こゝり

初上終初美

ツ

三十一
正徳
先
神
十
三



济
乙
11